第明三治二十五種郵便物認可
△
○　○
65　平成26年3月7日　金曜日　官報　（号外第48号）（2分冊の2）

平成２６年（フ）第５６号
千葉県流山市西初石１丁目744番地の30
債務者　中村　英子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６９号
沖縄県那覇市字大道133番地　ＫＹビル201
債務者　大浜有美子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１３４号
青森県弘前市大字末広４丁目７番地70
債務者　加藤　俊彦
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６２号
青森県弘前市大字松原東５丁目４番地38
コーポ恵栄201号
債務者　齊藤　忠生
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１８号
青森県平川市長田元村５番地１
債務者　對馬　彦治
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３号
青森県八戸市小中野１丁目３番32号、前住所青森県八戸市大字白銀町字大沢頭12番地43
債務者　長川　孝志
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４号
山口県光市大字立野1397番地12メゾン五反田Ａ棟201号
債務者　戸田　弘子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１５号
山口県下松市生野屋４丁目５番15号Ｈｅｉｇｈｔｓ紫陽花庵101号
債務者　村井　泰徳
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１８１号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目60番地８　藤井荘103号
債務者　川島百合子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１号
横浜市金沢区野島町15番５号　いずみハイツ102
債務者　八巻　康平
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０２号
横浜市金沢区野島町15番５号　いずみハイツ102
債務者　八巻　昭子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２６号
大阪府豊中市東豊中町６丁目15番22―206号
債務者　末澤　祥丈
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９号
大阪府東大阪市池島町４丁目２番36号
債務者　大濵　順三
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９号
大分県杵築市大字奈多194番地24　スマイルＡ205号
債務者　光成奈美江
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時45分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
大分県速見郡日出町大字藤原2048番地９
債務者　野中　知一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午前11時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
長野県佐久市岩村田4234番地10
債務者　斎藤ひろみ
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部